

「陸上自衛隊小平駐屯地納涼祭野外売店」

仕 様 書

陸 上 自 衛 隊 小 平 学 校

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊小平駐屯地で実施する令和7年度駐屯地納涼祭における野外壳店設置及び販売

2 業務内容

野外壳店の設置及び販売の業務

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊小平学校長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 国有財産の使用許可は、防衛省北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (3) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することができない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (3) 業務期日の変更及び行事の中止があり得ることを承知すること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。
- (5) 公告に記載する応募資格を満たしていること。

6 設置場所

野外壳店の設置場所は、陸上自衛隊小平駐屯地内とし、国有財産使用許可書に基づき、乙が指定する場所とする。また、設置場所については、天候、その他特別な事情により変更する場合がある。

※ 設置面積：1区画あたり24.00㎡（間口6.0m×奥行4.0m）基準

7 国有財産使用料

丙は、野外壳店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を乙に対し支払うこと。1平方メートルあたりの国有財産使用料は、別途乙により算定される。

国有財産使用料は、公募により選定された丙の使用申請に対し、乙による許可が決定した後に確定する。

国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付すること。また、自己都合による使用辞退の場合、使用料は返還しない。

8 業務期日

令和7年7月26日（土）16:00～19:45（予定）

なお、予備日を7月27日（日）とし、天候不順等により業務期日の変更または中止となる場合がある。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において野外売店を管理し、火災・盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙は、野外売店を開設した地域一帯の清掃責任を負う。このため、甲の定める統一清掃時に参加し、当該地域一帯の清掃を行うものとする。

12 衛生の保持

- (1) 丙は、丙の従業員関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 食品販売業者は調理者及び従事者者全員の「腸内細菌検査（菌検索）」を甲が指示する時期に受検し、当該検査結果を甲の定める期日までに提出（郵送可）すること。

13 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所での作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

14 損害賠償

丙は、責務不履行の場合、情報保全に関する業務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。ただし、国有財産使用料については返金しない。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適切に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。担当職員の指示に従わない場合は、次回以降の公募選定対象外とする。
- (3) 野販売店の設置及び撤去に係る費用は丙の負担とする。また、当該作業の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売品目の選定にあたり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 販売価格は市中価格より割安で販売するものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合、丙は、営業許可取得後に販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙は、出店及び閉店の際に、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。また、ゴミは持ち帰るものとする。
- (10) 販売は許可された場所でのみ実施し、他施設への立入や指示経路以外は通行しないものとする。
- (11) 本仕様に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議するものとする。

17 仕様の細部

- (1) 販売時間は16：00～19：45（予定）とし、詳細は後日示す。
- (2) 丙は次の物品を持参する。
 - ア 天幕（固定するものも含む。）、照明器具及び電源
 - イ 消火器（火を使用する業者は必ず備え付けること。）
 - ウ 調理用（飲料）水、ゴミ容器及びゴミ袋
 - エ 飲食物を提供する場合、道路及び地面の汚損防止用ブルーシート等
 - オ 飲食物を調理して提供する場合、手指消毒設備（消毒液、手洗い容器、使い捨てペーパータオル等）設置に必要なもの。
 - カ その他、野販売店の開設及び販売に関する物品
- (3) 飲食品の販売品目については、東京都福祉保健局・保健所の臨時出店に関するリーフレット「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ～臨時出店について～」を参照されたい。

なお、キッチンカーでの販売については、営業許可されている範囲内とする。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、担当職員の指示に必ず従うこと。担当職員の指示に従わない場合は、次回以降の公募選定対象外とする。